

令和3年度 第10回産山村農業委員会定例会議事録

1 開催日時

令和4年3月17日（木）午前9時から午前9時30分

2 開催場所

産山村基幹集落センター大会議室

3 出席委員

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子 3番：井 敏博

5番：工藤 奈桜美 6番：芹井 剛 7番：山部 光一 会長：池部 誓
農地利用最適化推進委員

岩本 宣博 山口 則光

4 欠席委員

4番：嶋井 眞代

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の選出

(2) 議案第21号

空き家に付随した農地の指定について

(3) 議案第22号

農地法第3条による所有権の移転（売買）について

(4) 議案第23号

農地法第3条による賃借権の設定について

(5) 議案第24号

農地法第3条による賃借権の設定について

(6) 議案第25号

農地法第3条による賃借権の設定について

(7) 報告第28号

農地法第18条による賃貸借の合意による解約について

(8) 議案第26号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

6 農業委員会事務局

事務局長：井山 健一郎

事務局：井山 健二

7 議事録

○議長

(会長挨拶を行う)

まずは、議事録署名委員の選出については、井信雄委員と井美奈子委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。議案第21号と議案第22号が関連しますので、空き家に付随した農地の指定についてと農地法3条による所有権の移転売買について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(産山村空き家に付随する農地の別段面積の取扱基準について説明を行う)

議案第21号空き家に付随した農地の指定についてご説明します。4ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。5ページに航空写真を載せております。空き家を売却するにあたり、付随する農地の維持管理に苦慮するため、同時に売却したいことから、空き家に付随した農地に指定するものです。

続きまして、議案第22号農地法3条による所有権の移転売買についてご説明します。6ページをご覧ください。申請者、地番については記載されているとおりです。また、産山村空き家に付随する農地の別段面積の取扱基準に基づき、権利の取得の日から起算して5年以上継続して、農地を適切に耕作する旨の誓約書を提出いただいております。

現地確認については、井敏博委員と岩本推進委員で行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、井敏博委員と岩本委員より何かございますか。

○井敏博委員 岩本推進委員

問題ありません。

○議長

皆さんより意見等ございますか。

○山部委員

これからは、面積要件はなくなるのか。

○事務局

本件については、空き家に付随した農地に限定されている。他の農地については、50アールの面積要件があります。補足になります。現在、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が国会に提出されており、その中の一つに農地の取得に係る下限面積要件を廃止する法律案も提出されておりますので、この法案が施

行されれば、空き家に付随する農地の別段面積の取扱基準の適用も不要になります。改正されることとなった際には改めてお知らせいたします。

○議長

他になにかございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については、承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第23号農地法3条による賃借権の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第23号農地法第3条による賃借権の設定についてご説明します。9ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。10ページに航空写真を載せております。

現地確認については、山部委員と山口推進委員で行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、皆さんより意見等ございますか。

○山部委員

少し補足ですが、昨年までは作業の一部を委託しており、その方が出来なくなつたので、案件として提出されています。

○議長

他に皆さんよりご意見等ございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については、承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第24号ですが、私が関係者になりますので、職務代理者の山部委員にお願いしたいと思います。（議長退席）

○職務代理者

それでは、会長が関係者になりますので、代わりに議事の進行をさせていただきます。皆様のご協力をおねがいします。議案第24号農地法第3条による賃借権の設定について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第24号農地法第3条による賃借権の設定についてご説明いたします。12ページをご覧ください。12ページの下段に農業委員会等に関する法律第31条を一部抜粋しております。総会の会議の議事は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、会長には退席をいただいております。賃貸人及び賃借人、地番については記載されているとおりです。航空写真は13ページに載せております。

現地確認は、山部委員と山口推進委員で行っております。補足等ございましたらお願いします。

○職務代理者

山口推進委員より何かございますか。

○山口推進委員

問題ありません。

○職務代理者

他に皆さんより何かございますか。

○委員

意見なし。

○職務代理者

それでは、本件については承認したいと思います。ご協力ありがとうございました。

(事務局が会長を呼びに行く。)

○会長

ご審議頂きありがとうございました。それでは、次の議案にいきます。議案第25号農地法第3条による賃借権の設定について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第25号農地法第3条による賃借権の設定についてご説明いたします。15ページをご覧ください。賃貸人及び賃借人、地番については記載されているとおりです。

現地確認は井敏博委員と行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○井敏博委員

3月2日に事務局と現地を確認いたしました。作物はトマトを植えられると聞いております、管理が大変だと思いますが、問題ないと思います。

○議長

他に皆さんより何かございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

続きまして、報告第28号と議案第26号は関連しますので、まとめて事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、報告第28号農地法第18条による賃貸借の合意による解約についてご報告いたします。19ページをご覧ください。貸主及び借主、地番については記載されているとおりです。航空写真については、20ページに載せています。

本農地について、合意解約の通知書が提出されましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第26号農地法第3条による所有権の移転贈与についてご説明いたします。21ページをご覧ください。譲渡人及び譲受人、地番については記載されているとおりです。22ページに航空写真を載せています。

現地確認は石原推進委員と確認を行いました。昨年まで作付けされていたため、現況等、問題ありませんでした。

○議長

事務局より説明がありましたが、みなさんより何かございますか。

○山部委員

農地として適切に耕作されるなら良いと思います。

○議長

他にございませんか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

議案については、以上となります。他に無いようですので、今月の会議は閉会します。

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和4年3月17日

議事録署名者

農業委員会会長

1 番委員

2 番委員
